

## 庄内さくら学園の開校に向けた準備委員会設置要綱

### (設置)

第1条 庄内地域における「魅力ある学校」づくり計画（平成29年（2017年）8月22日策定）に基づく学校再編の対象となる小・中学校の関係者等が連携・協力し、新たな学校の開校に向けた諸課題について意見交換を行い、もって当該開校の円滑な準備に資するため、豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、庄内さくら学園の開校に向けた準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

### (準備委員会)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 校名、校歌、校章、校旗、標準服等に関する事。
- (2) 登下校の安全に関する事。
- (3) 施設に関する事。
- (4) 式典行事等に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庄内さくら学園の開校について教育委員会が必要と認める事項に関する事。

### (構成等)

第3条 準備委員会は、委員50人以内で構成する。

2 準備委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから毎年度教育委員会が指名し、又は依頼する。

- (1) 庄内小学校、野田小学校、島田小学校及び庄内さくら学園中学校の校長
- (2) 前号に掲げる学校の校長が推薦する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 準備委員会に、委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

5 委員長は、準備委員会を主宰する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 準備委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に関係人の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

3 会議は、原則として公開とする。

4 会議の傍聴及び会議録について必要な事項は、豊中市教育長（以下「教育長」という。）

が別に定める。

- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営等について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(事務局)

第5条 準備委員会の事務局を、豊中市教育委員会事務局学校教育課に置く。

(細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年(2018年)4月25日から実施する。
- 2 この要綱の実施後最初に招集される準備委員会その他委員長の職務を行う者が不在の場合における準備委員会の招集及び委員長が決定されるまでの委員長の職務は、豊中市教育委員会事務局教育政策監が行う。
- 3 この要綱は、庄内さくら学園が開校した日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月12日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)4月3日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年(2022年)6月10日から実施する。